

生涯学習 出前講座

問い合わせ
生涯学習課 ☎38-2091

市が行っている仕事で、皆さんがわかりにくいことや、お聞きになりたいこと、暮らしに役立つ話や実技などについて、市職員が皆さんの希望される場所へ出向いて説明します。

市内在住・在勤・在学者で構成する20人以上の団体やグループで、次の表から講座名を選び、申し込んでください。講師料の必要はありません。

なお、メニューにない講座についても可能な限り対応するようにしますので、お気軽にご相談ください。

■時間 午前9時から午後9時までの間(90分以内)
 ■会場 学習会の主催者(申請者)で、市内の会場を確保してください
 ■申し込み 講座開催予定日の1カ月前までに、生涯学習課へ
 ※業務の都合等により、開催日時などのご希望に沿えない場合もあります。

NO	講座名	担当課
1	家庭における防災	防災安全課
2	阪神・淡路大震災の教訓から	防災安全課
3	南海地震に伴う津波について	防災安全課
4	国民保護について	防災安全課
5	芦屋市の国際交流について	市民参画課
6	男女共同参画社会を目指して	市民参画課
7	財政状況について	財政課
8	行政改革について	行政経営課
9	悪質商法について	経済課
10	国民健康保険について	保険医療助成課
11	老人保健制度について	保険医療助成課
12	人権について	上宮川文化センター
13	児童センター事業の概要	上宮川文化センター
14	芦屋市の環境について	環境課
15	地球環境問題について	環境課
16	ごみの減量	環境処理センター
17	ごみの出し方	環境処理センター
18	芦屋市の廃棄物処理について	環境処理センター
19	住民がつくる都市計画(地区計画)について	都市計画課
20	芦屋市の子育て支援について	こども課
21	食育について	こども課
22	子育てセンター事業について	こども課
23	芦屋市の保育について	こども課
24	芦屋市の水道	水道部
25	応急手当	消防本部
26	防火講座	消防本部
27	消火訓練	消防本部
28	救急講習	消防本部
29	消防署見学	消防本部
30	芦屋市地域福祉計画について	地域福祉課
31	高齢者の介護予防について	高齢福祉課
32	介護保険制度の概要	高齢福祉課
33	芦屋すこやか長寿プラン21	高齢福祉課
34	芦屋ハートフル福祉公社の事業について	芦屋ハートフル福祉公社
35	乳幼児期の健康講座	健康課
36	幼児期の健康講座1 ~簡単手づくりおやつ~	健康課
37	幼児期の健康講座2 ~こどものしつけ方~	健康課
38	中高年の健康講座1 ~更年期の過ごし方、骨粗しょう症予防~	健康課
39	中高年の健康講座2 ~メタボリックシンドロームを解消しよう~	健康課
40	体力づくり、ニュースポーツ・実技	スポーツ・青少年課
41	芦屋の教育	学校教育課
42	幼児教育	学校教育課
43	高校教育について	学校教育課
44	健康教育	学校教育課
45	生徒指導について	学校教育課
46	生涯学習とコミスク・学校開放	生涯学習課
47	文化財講座	生涯学習課
48	文化財めぐり	生涯学習課
49	青少年健全育成の推進	青少年愛護センター
50	公民館の事業	公民館
51	みんなの図書館	図書館
52	インターネットで本を探そう	図書館
53	絵本の読み聞かせについて	図書館

男女共同参画センター 「ウィザスあしや」 の 催し

◆男女共同参画センター事業◆ あなたを守る! 護身術講座

ひったくり、痴漢、暴漢…。いざという時、自分の身を自分で守るためのちょっとした護身の方法や心構えについて、一緒に学びませんか?

■日時 7月3日(火)
午前10時~正午

■講師 芦屋警察署生活安全課長
県本部術科指導者

■定員 先着30人(一時保育・8人)

■一時保育 1人300円<要予約>
(2歳~就学前児童)

■申し込み はがき・電話・ファクスまたはEメールに、講座名・住所・氏名・電話(FAX)番号、一時保育希望のかたは子どもの名前・生年月日を記入し、男女共同参画センターへ。

男女共同参画センター所蔵作品展 「よしもとふみお 創作すみ絵」展

■期間 6月28日(木)まで、平日・午前9時~午後5時まで ■会場 ウィザスあしや ■内容 これまでのセンター通信「エメラルド」の表紙を飾った絵を展示

※センター通信「エメラルド」は、夏号から名称を「ウィザス」に改称します。
 ※「ウィザス」とは、ウィズ・アス(with us) = 共に生きる「男女共生社会」の理念を表しています。

男女共同参画センター展示コーナー ~展示作品を募集しています~

情報コーナーの壁面を利用し、無料で作品発表の場を提供しています。

■展示条件 個展(グループ展は不可) ■展示期間 1カ月 ■費用 搬入・搬出は個人負担 ■作品の種類 絵画、写真、書道、版画、その他壁面に展示可能なもの

●女性相談のお知らせ● ○専門の相談員がご相談に応じます○

【相談予約電話 ☎38-2022】

【女性の悩み相談】<要予約>
 ■日時 毎週金曜日・午後1時~4時
 ■内容 夫婦・家族関係、心の悩みなど

【暴力(DV)に関する相談】<要予約>
 ■日時 6月6日(水) 午後1時~4時
 ■内容 夫や親しい関係にある男性からの暴力

◆ プロフィール ◆



吉田 容子(よしだ ようこ)氏

昭和60年(1985年)から、京都弁護士会弁護士。
 現在、日本弁護士連合会「両性の平等に関する委員会」委員、京都弁護士会「両性の平等に関する委員会」委員など。
 主に、女性の人権や外国人の人権に係わる問題に、意欲的に取り組んでいる。

今回の改正では、差別禁止の対象も拡大され、降格、職種や雇用形態の変更、退職勧奨、労働契約の更新拒否、いじめなどが明文化され、禁止されました。

妊娠・出産・産休取得などを理由とする降格、減給、労働契約の更新拒否などの不利益な取り扱いも禁止され、特に妊娠中や産後一年以内の解雇は、事業主が正当な理由を証明しない限り無効となりました。

セクシュアルハラスメントについても、使用者の義務が「配慮」義務から「防止」義務へと変わります。

周知・啓発、相談窓口の設置、迅速・適切な対応などの具体的な措置をとる必要があります。正社員だけでなくパートや契約社員、派遣社員に対する措置も必要です。

ところで、この改正均等法の施行と機を同じくして、本年四月一日以降の離婚から、夫婦間の年金分割が可能となりました。女性の関心は高く、法律相談でもよく質問されますし、調停・訴訟で請求するケースも増えていきました。これは厚生年金や共済年金のいわゆる二階建て部分の保険料納付記録の分割である上、加入期間や支給開始年齢など他の要件は女性自身が具備しなければならず、事前に期待された程には大きなメリットはないと思います。

何よりも、まず必要なのは女性が自立し、生活できる年金を自らの権利として獲得することであり、そのためには女性自身が働き続けることです。

市では、平成十五年三月に「第二次芦屋市男女共同参画行動計画(ウィザス・プラン)」を策定しました。これは、平成二十四年度までの十年計画で、今年度は見直しの年に当たっています。計画策定後の社会情勢や法律・制度の変更、人々の意識の変化などを踏まえ、平成二十年度以降の「後期計画」を今年度中に策定する予定です。

計画の見直しに当たり、市民二十人のかたを対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。調査にご協力いただき、ありがとうございました。

6月23日~29日は 「男女共同参画週間」です

問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/FAX38-2175
 Eメール jousei-ce@city.ashiya.hyogo.jp(〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)

男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を目指し、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。その目的や基本理念の理解を深めるため、毎年6月23日から29日を「男女共同参画週間」と定め、全国でさまざまな記念事業が実施されています。今回は、その一環として、吉田容子弁護士とともに、働く場での「男女共同参画」について考えてみたいと思います。

「形式的には性別以外の理由による異なる取り扱いではあるものの、実質的には、一方の性の人にとって相当程度の不利益を与える措置であつて、合理的理由がないもの」を指します。

このような措置は社会に数多く存在するのですが、厚生労働省は省令で、①労働者の募集・採用に当たつて、身長・体重または体力を要件とすること、

「形の上では性別以外の理由による異なる取り扱いではあるものの、実質的には、一方の性の人にとって相当程度の不利益を与える措置であつて、合理的理由がないもの」を指します。

このような措置は社会に数多く存在するのですが、厚生労働省は省令で、①労働者の募集・採用に当たつて、身長・体重または体力を要件とすること、

男女共同参画の基礎は 仕事を持ち続けること

周知・啓発、相談窓口の設置、迅速・適切な対応などの具体的な措置をとる必要があります。正社員だけでなくパートや契約社員、派遣社員に対する措置も必要です。

ところで、この改正均等法の施行と機を同じくして、本年四月一日以降の離婚から、夫婦間の年金分割が可能となりました。女性の関心は高く、法律相談でもよく質問されますし、調停・訴訟で請求するケースも増えていきました。これは厚生年金や共済年金のいわゆる二階建て部分の保険料納付記録の分割である上、加入期間や支給開始年齢など他の要件は女性自身が具備しなければならず、事前に期待された程には大きなメリットはないと思います。

何よりも、まず必要なのは女性が自立し、生活できる年金を自らの権利として獲得することであり、そのためには女性自身が働き続けることです。

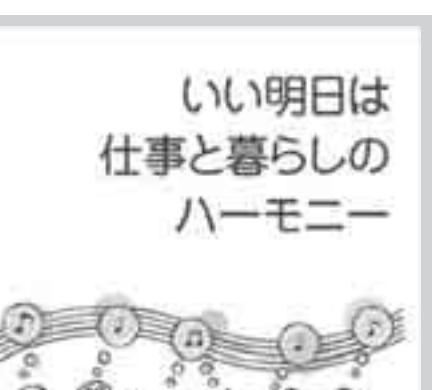
市では、平成十五年三月に「第二次芦屋市男女共同参画行動計画(ウィザス・プラン)」を策定しました。これは、平成二十四年度までの十年計画で、今年度は見直しの年に当たっています。計画策定後の社会情勢や法律・制度の変更、人々の意識の変化などを踏まえ、平成二十年度以降の「後期計画」を今年度中に策定する予定です。

計画の見直しに当たり、市民二十人のかたを対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。調査にご協力いただき、ありがとうございました。

真新しいスーツに身を包んだ新入社員姿を見かける一方、ワーキングプアの増加が大きな社会問題となり、格差社会の是正が急務となっています。

そのような中で、本年四月一日に改正男女雇用機会均等法が施行されました。均等法は、一九八五年の制定以来、直接差別を禁止し不十分ながらもその解消に役立ってきました。しかし、すでに広がっていた間接差別の禁止を規定せず、懸案事項のまま残っていました。

今回の改正で、間接差別を禁止する規定が設けられたことは、ともかくも前進です。




「措置」義務に強化されました。使用者は、防止のための対策方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者への補完的の制度として、今回の年金分割制度を位置付けるべきでしょう。

男女共同参画の実現のためには、何よりも女性が男性と同じ待遇で働き続けることです。これにより、経済的にも精神的にも自立し、自己の能力を発揮していくことが可能となります。

「均等法」施行から二十年以上が経過した今も、男女の賃金格差は正社員で六十六%、パートも含めれば半分以上となるなど大きな差別が残り、就労環境は、依然厳しいと言わざるを得ません。しかし、徐々にではあつても制度は進み、人々の意識も変わつていきます。十年後、二十年後の生活を思い浮かべ、頑張つて働いていきましょう。

芦屋のまちづくり計画「第3次芦屋市総合計画」を頒布



「第3次芦屋市総合計画」は、芦屋の将来像『知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市』の建設を進めていくために、市民の皆さんと協働して取り組むための長期計画書です。

この在庫本を、行政情報コーナー(市役所北館1階)、ラポルテ市民サービスコーナーで頒布しています。

「第3次芦屋市総合計画」
 計画年度:平成13年度~平成22年度
 20.9cm x 29.6cm / 120頁
 頒布額 500円

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2009

シリーズあしや子ども風土記



■ご希望のかたは、美術博物館・市役所売店で販売していますので、ご購入ください。

※第1集「伝記・物語」・第2集「歴史さんぽ」・第3集「植物のかんさつ」・第4集「小さな生きものたち」・第5集「文学さんぽ」と第9集「写真で見る芦屋今むかし2」は各冊400円。第6集「芦屋の地名をさぐる」・第8集「描かれた芦屋の風景」は各500円。

※第7集「写真で見る芦屋今むかし1」は完売しました。

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

「広報あしや」を配置している施設一覧

- 「広報あしや」は、毎月1日と15日に新聞折り込みで各ご家庭に配布しています。また、次の施設でも入手していただけます。ご利用ください。
- 【阪急以北】
 三条デパートサービスセンター、アクティブライフ山芦屋、西山郵便局、芦屋病院、兵庫県警察学校、和風園、あしや聖徳園、朝日ヶ丘集会所、コープミニ東山、東山郵便局、アクティブライフ芦屋
- 【阪急~国道2号】
 前田集会所、コープミニ西芦屋、市民センター・社会福祉協議会、JR芦屋駅、ラポルテ市民サービスコーナー、大原集会所、男女共同参画センター、ロングライフ芦屋、上宮川文化センター、翠ヶ丘集会所
- 【国道2号~国道43号】
 市役所北館受付、あしや市民活動センター、くらは芦屋、体育館、青少年センター、芦屋税務署、芦屋警察署、商工会、芦屋健康福祉事務所、茶屋集会所、春日集会所
- 【国道43号以南】
 ハートフル福祉公社、芦屋ケアセンターそよ風、竹園集会所、図書館、あしや温泉、西蔵集会所、エルホーム芦屋、打出集会所、あしや喜楽苑、潮見集会所、ダイエー芦屋浜店、浜風集会所、海浜公園プール、さくらの園、コミュニティ・プラザ(市営住宅)・コミュニティ・プラザ(県営住宅)、マイライフ芦屋
- 問い合わせ 広報課 ☎38-2006/FAX38-2152